



その他(1)

あさぎり町広域協定運営委員会(会議)の決定事項の周知方法について

あさぎり町広域協定運営委員会(会議)は下表の通り、毎年、年に4回開催しています。

またその決定事項については、あさぎり町広域協定運営委員会規則 第9条 5において、「構成員全員に配布等により確実に周知する」と、決められています。周知方法は、今年度より下表の通りとします。

開催予定月	開催内容	周知1回目 方法と予定月	周知2回目 (方法と予定月)	
令和6年 3月下旬	事業計画の変更 など	農業支援センターのホームページに掲載 	構成員個人に報告資料を 発送 	
令和6年 4月中旬	収支決算・監査 報告 運営委員交代など			令和6年4月 月上旬頃
令和6年 6月下旬	事業計画の設定 予算の設定など			令和6年4月 月下旬頃
令和6年 10月中旬	事業計画の変更 予算の変更など			令和6年7月 月上旬頃
			令和6年11 月上旬頃	令和7年 1 月～3月

※農業支援センターのホームページ名は「アグリ旬」です。

※ご自宅でインターネットが閲覧出来ない場合は、ご希望であれば、紙の資料をお渡しいたします、もしくは農業支援センターの事務所のパソコンから閲覧が可能です。



「アグリ旬」への
アクセスはこちらから！

又は、「アグリ旬」で検索

アグリ旬

